

しがちゅうしん 後見支援預金

令和2年6月1日現在

商品名	・しがちゅうしん 後見支援預金
販売対象	・住所が滋賀県にあり、大津家庭裁判所が「指示書」を発行した成年被後見人または未成年被後見人。
期間	・期間の定めはありません。ただし、家庭裁判所より解約の「指示書」の発行による解約の場合、もしくは被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点で預金契約は終了します。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・新規預入 家庭裁判所からの新規預入「指示書」によりお預けいただけます。 ・追加預入 家庭裁判所からの追加預入「指示書」によりお預けいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所からの「指示書」により払出しいたします。 (「指示書」の原本を提出いただきます。) ・後見人の本人確認書類の提示をお願いします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（普通預金金利） ・年2回（2月・8月）当金庫所定の日に元金（預金残高）に組入します。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。（1年を365日とする日割計算）
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 (平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳再発行の場合、当金庫所定の手数料を申し受けます。 ・定額自動送金について、基本手数料は無料とします。他行宛の振込手数料は必要となりますが、当金庫本支店間の振込手数料は無料です。 ・なお、定額自動送金についても、家庭裁判所の「指示書」によって取扱します。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引は、口座取引店のみを窓口とします。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。（ATMのご利用はできません） ・記帳については、県内3金庫（滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫）のATMのみ取扱が可能です。 ・マル優のお取引はできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・インターネットバンキング等のご利用はできません。
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-35-1000）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

滋賀中央信用金庫